

道路運送車両の保安基準の緩和申請車両を使用する皆様へ

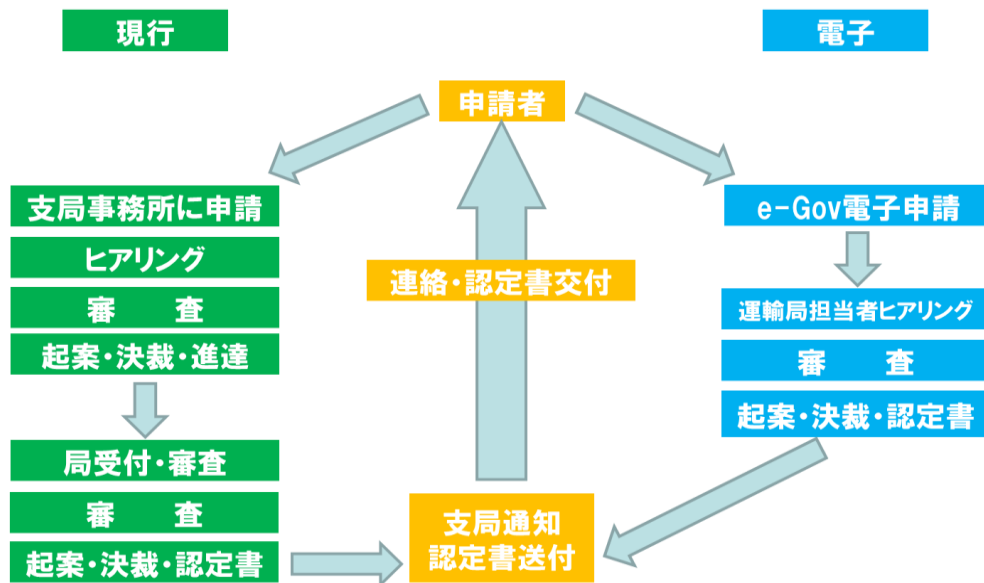
電子申請で保安基準の緩和申請ができます！

道路運送車両の保安基準の緩和申請について、「e-Gov電子申請」による申請の受付を開始しました。

電子申請を行うことにより、運輸支局に出向くことなく、自宅や職場のパソコンを使って、インターネットを利用して申請が行えます。

電子申請を行った場合、運輸支局を経由することなく、北陸信越運輸局（新潟市）に直接申請されるので、紙による申請（提出先は運輸支局）と比較して、審査時間が短縮されます。

e-Gov電子申請サイト：<https://shinsei.e-gov.go.jp/>



- 保安基準緩和の個別認定（新規）、変更、継続等の電子申請が行えます。
- 申請者は認定を受けようとする自動車の使用者（法人にあっては代表者）です。なお、国、地方公共団体等の長から委任された者、法人の代表者から委任された営業所等の長は、委任状を添付することにより、使用者に代わって申請できます。
- 添付書類は、PDF等で申請データに添付して提出します。
- ヒアリングは、対面に加え、電話又はWeb会議システムにより実施します。

（お問い合わせ）新潟運輸支局検査整備保安部門（検査担当）

050-5540-2040（コード番号「037」をプッシュ）